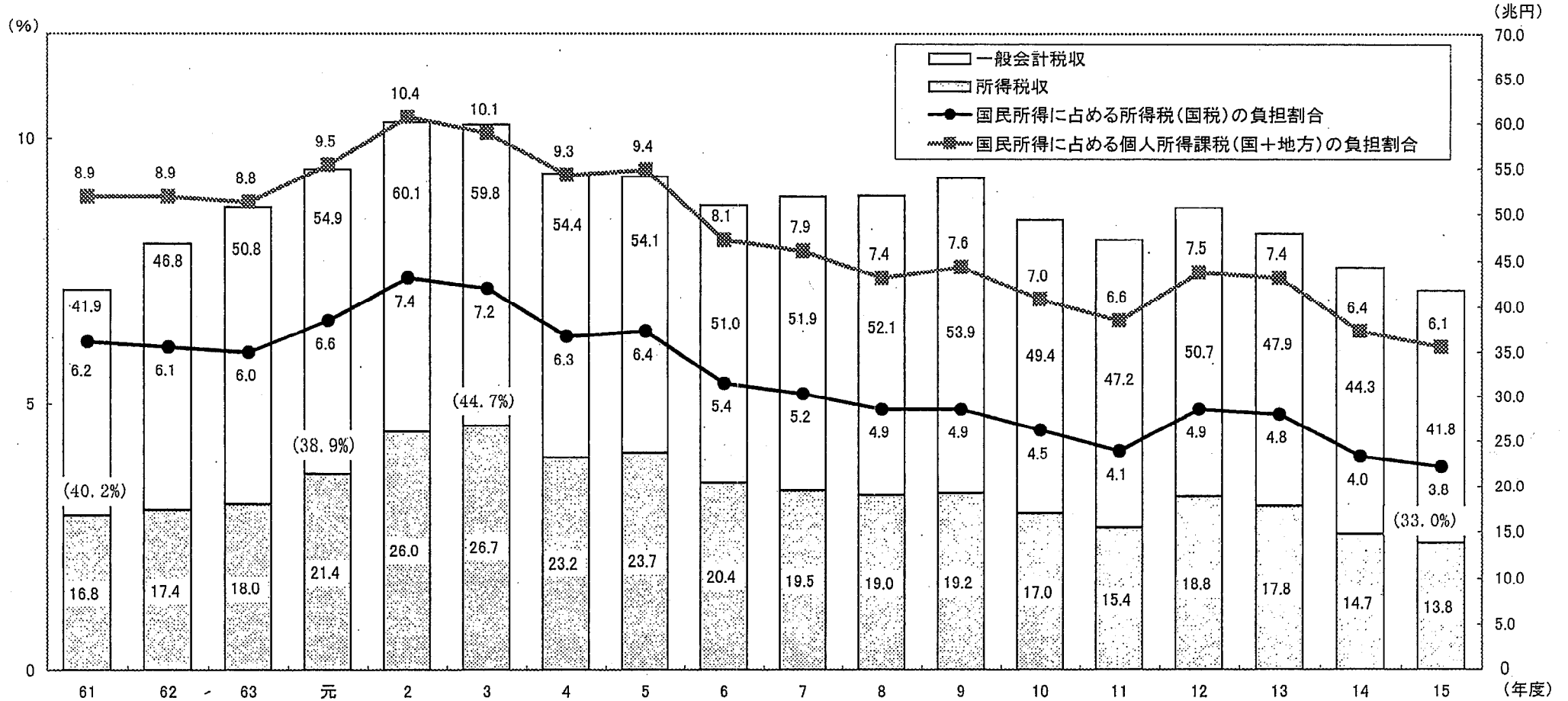


# 所得税収、負担割合の推移



## 個人住民税収

7.1	7.7	8.4	9.1	10.6	11.3	11.5	11.4	10.0	10.2	9.6	10.4	9.3	9.1	9.7	9.5	8.8	8.2
-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

- ・税率構造の累進緩和
- ・人的控除の引上げ
- ・配偶者特別控除・特定扶養控除の創設等

- ・税率構造の累進緩和
- ・人的控除の引上げ
- ・給与所得控除の引上げ等
- ・特別減税(6年、7年、8年)

- ・定額減税
- ・最高税率の引下げ(本人3.8万円・定率減税 扶養親族等 1.9万円)
- ・扶養控除額の加算

- ・配偶者特別控除(上乘せ部分)の廃止(16年～)

(注) 1. 13年度までは国税・地方税ともに決算額、14年度は国税は補正後予算額・15年度は国税は予算額、14年度及び15年度は地方税は地方財政計画額による。  
 2. 個人所得課税は、OECD歳入統計の区分による。  
 3. 国民所得は、平成元年度以前は「国民経済計算(68SNA)」、平成2年度以降は「国民経済計算(93SNA)」による実績額であり、平成14年度及び15年度は「平成15年度政府経済見通し」による実績見込額及び見通し額である。  
 4. ( ) 書きの数字は一般会計税収に占める所得税収の割合である。

## 租税負担率・国民負担率(対国民所得比)の国際比較

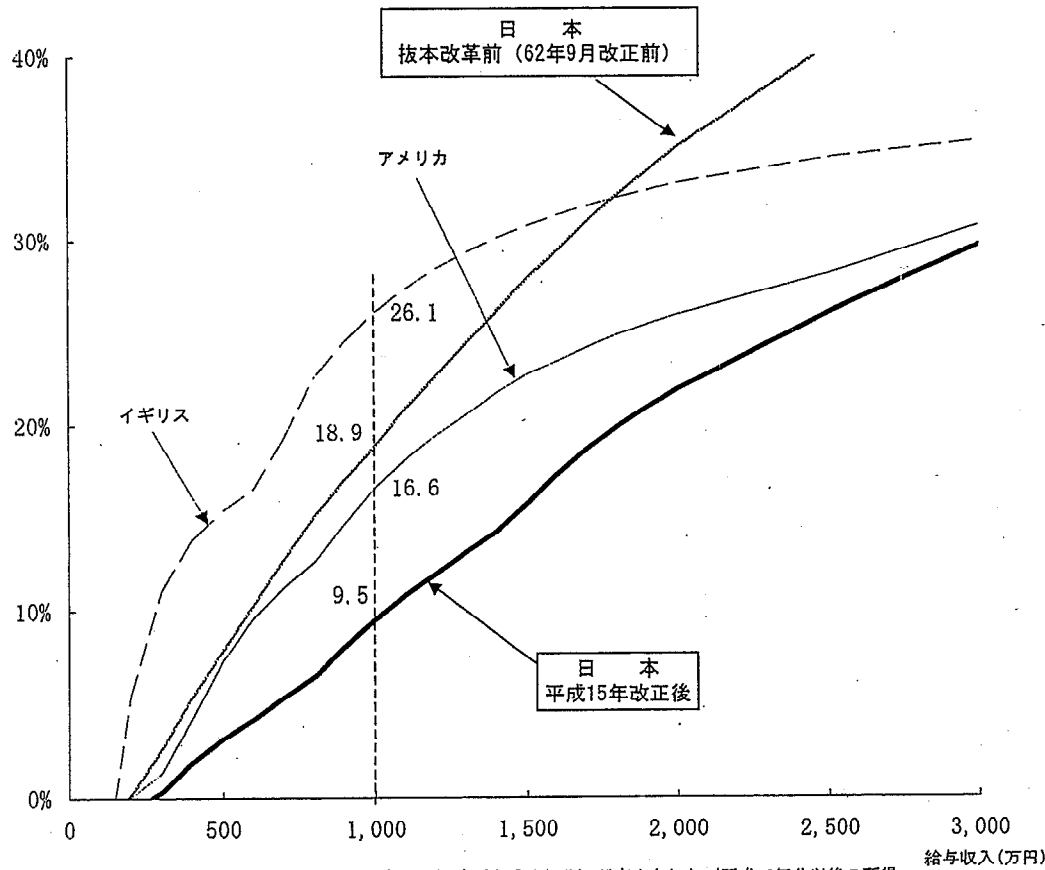
	カナダ	イタリア	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	日 本	
							(平成元年度)	(平成15年度)
租税負担率	43.3%	41.6%	41.4%	39.8%	31.2%	27.4%	27.6%	20.9%
うち国税	21.1%	34.9%	39.4%	33.8%	27.4%	16.6%	17.7%	12.0%
うち 個人所得課税	19.0%	14.9%	14.4%	11.2%	13.0%	15.2%	9.5%	6.1%
うち国税	12.1%	14.3%	14.4%	11.2%	10.6%	12.5%	6.6%	3.8%
国民負担率	54.5%	59.2%	51.2%	64.8%	56.5%	35.9%	38.4%	36.1%

(注) 日本の平成15年度は見通し。諸外国は2000年(ただし、アメリカの国民負担率は1997年)。

(備考) 日本の国民所得は、平成元年度は「国民経済計算(68SNA)」、平成15年度は「平成15年度政府経済見通し」による。諸外国は「OECD Revenue Statistics 1965-2001」及び「OECD National Accounts」による。

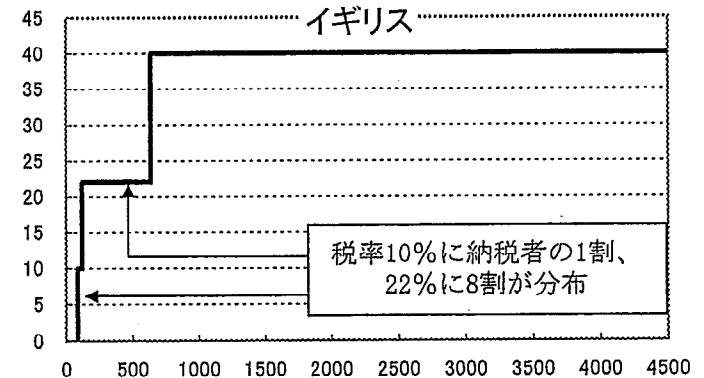
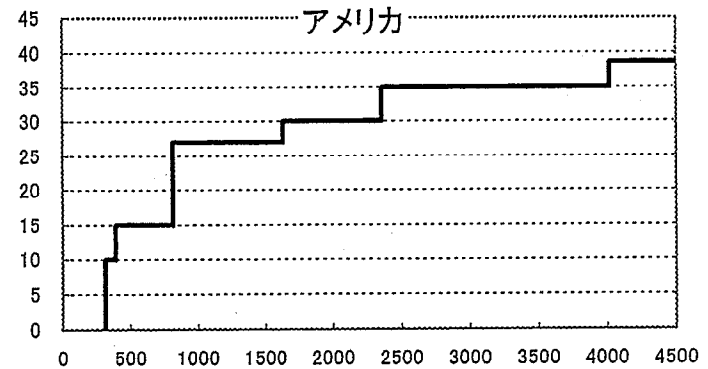
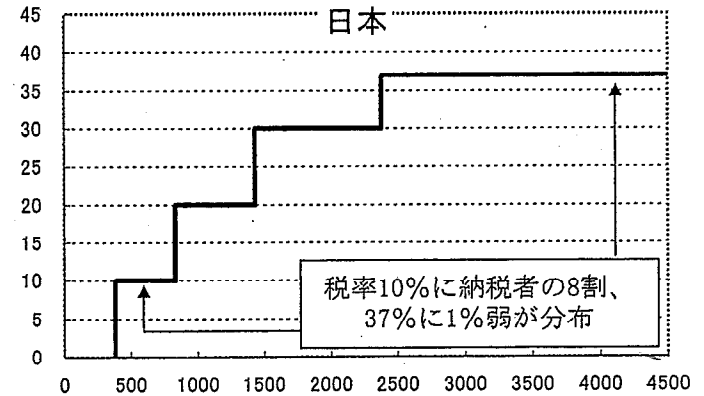
# 税率構造について

所得税・個人住民税の実効税率の国際比較(夫婦子2人の給与所得者)



- (注) 1. 日本は平成15年度税制改正において配偶者特別控除(上乗せ部分)が廃止された(平成16年分以後の所得税及び平成17年度分以後の個人住民税について適用)。また、平成15年改正後は定率減税を加味している。  
 2. 日本は子のうち1人を特定扶養親族、アメリカは子のうち1人を17歳未満としている。  
 3. アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。  
 4. 諸外国は2002年1月適用の税法に基づく。  
 5. 邦貨換算は次のレートによる。1ドル=121円、1ポンド=186円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成14年6月から11月までの実勢相場の平均値)。

所得税(国税)の限界税率の日・米・英比較



## 個人所得課税の恒久的減税の概要

### 1 減税規模（平年度）

4. 1兆円  
(国税 3.0兆円、地方税 1.1兆円)

### 2 減税の内容

#### (1) 最高税率の引下げ

##### ① 所得税

(改正前)	(現 行)
課税所得 3,000万円超の金額 50%	課税所得 1,800万円超の金額 37%

##### ② 個人住民税

(改正前)	(現 行)
課税所得 700万円超の金額 15%	課税所得 700万円超の金額 13%

#### (2) 定率減税

##### ① 所得税

- その年分の所得税額から当該所得税額の20%相当額(25万円を限度)を控除。

##### ② 個人住民税

- その年度分の個人住民税所得割額から当該個人住民税所得割額の15%相当額(4万円を限度)を控除。

### (3) 扶養控除額の加算

#### ① 所得税

- 特定扶養親族(年齢16歳以上23歳未満の扶養親族)に係る扶養控除の額(改正前58万円)に5万円を加算。

#### ② 個人住民税(平成12年度分から適用)

- 特定扶養親族(年齢16歳以上23歳未満の扶養親族)に係る扶養控除の額(改正前43万円)に2万円を加算。

(備考)

平成11年分から適用